

令和4年3月28日	資料2
第7回匿名医療・介護情報等の提供に関する委員会	

# 高確法17条の規定に基づくNDB関連業務の 社会保険診療報酬支払基金への業務委託について（報告）

令和4年3月28日  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
保険データ企画室

# 支払基金への委託業務

- 2020年10月に健康保険法等の一部改正法が施行され、NDBの第三者提供が法定化され、また、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の業務にデータヘルス関係業務が追加された。
- 改正法施行後1年半が経過しようとする中、NDBの第三者提供に係る新たな枠組みは確立し、今後、データヘルスをさらに推進する観点からもNDBの第三者提供に係る事務処理をより迅速かつ円滑に行うことができる運用体制の構築が求められている。
- また、支払基金においても、データヘルス関連業務を推進する体制整備が進められている。
- こうした状況を踏まえ、2022年4月からNDBの運用に係る定型的な業務は支払基金に委託し、厚生労働省はNDBデータの提供に係る個別審査や実地監査等を引き続き行うとともに支払基金のNDB関連業務の実施業務を監督することとする。

支払基金に委託するNDB関連業務	厚生労働省が継続して行うNDB関連業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>□ NDBオープンデータ・オープンデータサイトの作成</li> <li>□ NDBの第三者提供支援業務               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提供申出の相談・支援業務</li> <li>・ 専門委員会の運営事務の補助</li> <li>・ 公表物確認事前チェック等</li> </ul> </li> <li>□ NDBの保守運用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ データ抽出・集計作業、HICのメンテナンス等</li> </ul>               &lt;データ抽出・集計作業例&gt;                都道府県医療費適正化計画のPDCA管理に係るデータセット作成                後発医薬品使用割合の集計                特定健康診査・特定保健指導の実施率の算出                その他省内利用、第三者提供にかかるデータ抽出・集計表作成             </li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 専門委員会の開催・運営</li> <li>□ 提供申出に係る通知書発出</li> <li>□ 公表物確認、利用者への実地監査、不適切利用に係る措置</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

# (参考)

## ○高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 抄

第十六条 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、次に掲げる事項に関する情報(以下「医療保険等関連情報」という。))について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

- 一 医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 二 医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況その他の厚生労働省令で定める事項

第十六条の二 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名医療保険等関連情報(医療保険等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者(次条において「本人」という。))を識別すること及びその作成に用いる医療保険等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した医療保険等関連情報をいう。以下同じ。)を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名医療保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

- 一 国の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
- 二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
- 三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

(略)

(支払基金等への委託)

第十七条 厚生労働大臣は、第十六条第一項に規定する調査及び分析並びに第十六条の二第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金法(昭和三十二年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)その他厚生労働省令で定める者(次条において「支払基金等」という。)に委託することができる。

## ○社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号) 抄

### 第三章 業務

第十五条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一～七 (略)
- 八 診療報酬請求書及び特定健康診査等(高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。)に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する事務を行うこと。

九・十 (略)

2～4 (略)

5 基金は、第一項第八号に掲げる業務の運営に関する事項を定めるに当たつては、当該業務に関し専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴かなければならない。

6 (略)

### 第五章 監督

第二十八条 厚生労働大臣は、基金に対して、業務又は財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員にその業務又は財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させるものとする。

2 前項の規定により、当該職員に検査を行わせる場合においては、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させ、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示させなければならない。

第二十九条 厚生労働大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。